

「中国派遣者の日中における給与所得の課税問題と実務」

～中国における個人所得税の特徴、短期滞在者の免税規定、源泉徴収義務、出向者 PE 課税に対する対策、課税所得の具体的な計算方法、中国派遣者の社会保険、日本において受給する退職金・年金の課税関係、日本における派遣元企業の給与負担の問題、さらに日本本社における税務問題及び人事・労務に関する諸問題への実務対応～

開催日：2014年 9月11日(木) 13:30～16:00 会場：東京・連合会館

講師：三戸俊英氏 公認会計士 税理士法人キャスト

受講料：1名 19,000円(消費税、資料代含む) 1社2名以上 1名 16,000円に割引

13:30

< I > 中国における課税問題と実務対応

1. 給与所得に関する国際的課税の原則
2. 中国における個人所得課税の特徴及び概略
3. 給与所得の課税について
 - (1) 国内源泉所得と国外源泉所得 (2) 居住者と非居住者の判定
 - (3) 永住者と非永住者の区分と課税所得 (4) 短期滞在者(183日以下滞在者)の免税規定
 - (5) 滞在期間計算の具体的方法と留意点
 - (6) 中国における恒久的施設(PE)認定による短期滞在者の免税規定の適用除外
 - (7) 居住期間の相違による課税・免税の取扱いまとめ
 - (8) 課税所得の具体的な計算方法
 1. 給与に含められない手当
 2. 年1回制賞与の税額の軽減措置
 3. 現物給与の課税方法
 4. ストックオプションの課税方法
 5. 経済補償金(退職金)の課税方法
4. 董事費の課税について
 - ・ 董事費(役員報酬)の課税方法
 - ・ 同一企業で給与と董事費を受領している給与所得への合算

休憩

< II > 日本における課税問題

1. 出国時の処理
2. 日本における派遣元企業の給与負担の問題
3. 日本において受給する退職金の日中での課税関係
4. 日本において受給する年金の日中での課税関係 その他

*** 質疑・応答／個別相談(講座終了後も対応可能)**

16:00

申込先：マネジメント・トレーニング・センター

〒340-0034 草加市氷川町2-1-23-4

TEL：048-948-8630

FAX：048-948-8650

E-mail：kawanabe@bh.mbn.or.jp

お申込みはEメール、FAXまたは電話にて①会社名②住所、電話番号③部課・役職名④氏名をご連絡下さい。折り返し受講票(会場地図含む)及び請求書を送付致します。尚、ご参加者の上記情報は当センターからのセミナー等のご案内の送付に利用する場合がございますので、ご了承の程お願い申し上げます。